

## 平成28年3月後期定例会 議事録

- ・開催日時 平成28年3月24日（木曜日）16時00分～18時02分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 江口委員  
（事務局）社頭事務局長 伊東副事務局長 中野人事主幹  
毛利係長 藤田係長 牛島係長 西川主査

### ○議事事項

#### 1 平成28年3月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

#### 2～26

規程の改正等の内容について事務局が説明し、経営支援本部法務課と調整が必要なものについては調整を行い、字句等の修正については事務局長に一任することを決定した。

※ 議事事項2～26の内容については、以下のとおり。

#### 2 営利企業等の従事制限の許可基準等に関する規則の一部改正について

##### 【説明】

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正されたことに伴い、引用語句等を改める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正されたことに伴い、教育長について、営利企業等に従事することが制限される地位を定める。

（施行期日 平成28年4月1日）

（改正内容）

- (1) 規則の題名を改めることとした。
- (2) 教育長が兼ねてはならない営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外の地位については、一般職の職員についての規定を準用することとした。
- (3) その他所要の改正を行うこととした。

#### 3 職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部改正について

##### 【説明】

職員の分限に関する条例が改正されたことに伴い、分限に関する手続について、新たに規則で定める。行政不服審査法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

（施行期日 平成28年4月1日）

(改正内容)

- (1) 分限に関する条例第2条の3第1項第1号及び第3号並びに同条第2項の指導以外の人事委員会  
が定める措置について定めることとした。
- (2) 行政不服審査法が改正されたことに伴い、様式(第4条関係)で定める不服申立てを行うことが  
できる期間「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改めること等とした。

#### 4 職員の退職管理に関する規則の制定について

##### 【説明】

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに佐賀県職員の退職管理に関する条例(平成28年佐賀県条例第号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定める。

(施行期日 平成28年4月1日)

(制定内容)

法の規定により規則で定めることとされた次の事項について、定めることとした。

- (1) 法第38条の2の規定に基づく働きかけ規制を行う再就職者の対象者等について定める。
- (2) 法第38条の2第7項の規定に基づき、再就職者から働きかけを受けた場合の  
手続について定める。
- (3) 条例第3条の規定に基づく任命権者への届出を行う際の対象者、届出事項等について定める。

#### 5 職員の退職管理に関する規則の運用について

##### 【説明】

規則で人事委員会が定めるとしている事項について定め、「佐賀県職員の退職管理に関する規則の運用について」として各任命権者へ通知を行う。

#### 6 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について

##### 【説明】

行政不服審査法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

(施行期日 平成28年4月1日)

(改正内容)

- (1) 行政不服審査法の改正により不服申立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、規則の題  
名を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。
- (2) (1)と同じく規則中の用語を、改正後の行政不服審査法の用語にあわせて改める。
- (3) 職員からの苦情相談に関する規則(平成17年佐賀県人事委員会規則第15号)に引用している規  
則名を改める。

#### 7 不利益処分についての不服申立てに関する手続規程の一部改正について

##### 【説明】

行政不服審査法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

(施行期日 平成28年4月1日)

(改正内容)

- (1) 行政不服審査法の改正により不服申立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、規程の題名を「不利益処分についての審査請求に関する手続規程」に改める。
- (2) (1)と同じく告示中の用語を、改正後の行政不服審査法の用語にあわせ、「不服申立て（審査請求又は異議申立て）」を「審査請求」に改める。

## 8 勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程の一部改正について

### 【説明】

行政不服審査法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

(施行期日 平成28年4月1日)

(改正内容)

- (1) 引用している規程の題名を「不利益処分についての審査請求に関する手続規程」に改める。

## 9 職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部改正について

### 【説明】

不服申立ての種類の一元化が図られたことに伴い、「不服申立て（審査請求又は異議申立て）」を「審査請求」に改める。

(施行期日 平成28年4月1日)

(経過措置)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び職員からの苦情相談に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 10 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について

### 【説明】

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の改正に伴い、任用に関する関係規定を改める。

(施行期日 平成28年4月1日)

(改正内容)

- (1) 職階制の廃止に伴い、関係条項を削除する。
- (2) 任用の定義（採用、昇任、降任、転任）について法で規定されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (3) 採用試験の目的及び方法に係る法の規定が改められたことに伴い、当規則中の関係規定を改める。
- (4) 採用候補者名簿の作成及びこれによる採用に係る法の規定が改められたことに伴い、所要の改正を行う。
- (5) 職員の昇任に係る規定を削除する。
- (6) その他所要の改正を行う。

## 11 佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

### 【説明】

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部が改正されたこと等に伴い佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する。

（施行期日 平成 28 年 4 月 1 日）

### （改正内容）

- （1）事務局の所掌事務のうち「職員に対する不利益な処分不服申立てに関する事」を「職員に対する不利益な処分の審査請求に関する事」へ改正する。
- （2）事務局の所掌事務に「職員の退職管理に関する事」及び「職員の人事評価制度に関する事」を追加する。
- （3）事務局の所掌事務から「職階制に関する計画の立案及び実施に関する事」及び「職員の勤務成績の評定制度の総合的企画に関する事」を削除する。
- （4）事務局の所掌事務のうち「職員の研修の総合的企画に関する事」を「職員の研修制度に関する事」へ改正する。

## 12 佐賀県人事委員会処務規程の一部改正について

### 【説明】

- （1）行政不服審査法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
- （2）地方公務員法が改正されたことに伴い、職員の退職管理に関する事務について、事務局長の専決事務として定める。
- （3）地方公務員法が改正されたことに伴い、職員の昇任選考に関する事務について、事務局長の専決事務から削除する。

（施行期日 平成 28 年 4 月 1 日）

### （改正内容）

- （1）『不利益処分についての不服申立てに関する規則』の題名が改正されることに伴い、所要の改正を行うこととした。
- （2）次の事務について、事務局長が専決することができる事務として定めることとした。
  - [1] 地方公務員法第 38 条の 2 第 7 項の規定による届出の受理に関する事。
  - [2] 地方公務員法第 38 条の 3 の規定による報告の受理に関する事。
  - [3] 地方公務員法第 38 条の 4 第 1 項の規定による通知の受理に関する事。
  - [4] 地方公務員法第 38 条の 4 第 3 項の規定による結果の報告の受理に関する事。
- （3）『佐賀県職員の任用に関する規則』第 10 条の 7 選考による昇任の規定が削除されることに伴い、関係する事務を事務局長が専決することができる事務から削除することとした。

## 13 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正について

### 【説明】

平成 28 年 4 月 1 日の組織改正等に伴う一部改正

（施行日 平成 28 年 4 月 1 日）

(改正内容)

<知事部局>

○職の新設

部 局 (新)	職	任用等級	備 考
政策部 政策課	政策調整監	課長級	
県民環境部 消費生活センター	所長	課長級	

○職の廃止

部 局 (旧)	職	任用等級	備 考
各本部 共通	企画・経営グループ長	副本部長級	
統括本部	危機管理・報道監	本部長級	
	新型インフルエンザ対策総括監	副本部長級	
	政策監	課長級	
	ユニバーサル社会推進監	課長級	
くらし環境本部	消費者行政総括監	副本部長級	
健康福祉本部	がん対策総括監	副本部長級	
	粒子線治療推進監	課長級	
佐賀 コロニー	所長 副所長	副本部長級 課長級	
保健所	所長 副所長	課長級	佐賀県保健福祉事務所管理規則第4条で保健福祉事務所長及び副所長が充てられることとなっているため、任用等級分類表から削除
農林水産商工 本部	国際戦略推進監	課長級	
	観光戦略推進監	課長級	
	国際戦略統括監	本部長級	
	企業立地統括監	本部長級	
	企業立地総括監	副本部長級	
	雇用対策総括監	副本部長級	
	コスメティック構想推進監	課長級	
	特区調整監	課長級	
経営支援本部	人材育成総括監	副本部長級	

○職の名称及び任用等級の変更

※形式的な「本部 (部)」から「部 (局)」への移管は除く。

(改正後)			(改正前)		
部局	職	任用等級	部局	職	任用等級
共通	部長	部長級	共通	本部長	本部長級
	局長	〃		部長	〃
	副部長	副部長級		副本部長	副本部長級
	副局長	〃		副部長	〃

(改正後)			(改正前)			
政策部	政策総括監	副部長級	統括本部	統括政策監	副本部長級	
総務部	情報統括官	部長級	統括本部	最高情報統括官	本部長級	
	首都圏 事務所	所長		部長級	本部長	本部長級
		九州国際重粒子線がん治療センター担当部長		副部長級	九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長	副本部長級
	副所長	課長級	副本部長	課長級		
産業労働部 関西・中京事務所	所長	副部長	農林水産商工本部 関西・中京営業本部	本部長	副本部長級	
	副所長	副課長		副本部長	副課長級	

○任用等級の変更

部 局	職	任用等級	内 容
水産振興センター（有明）	所長	副部長級	課長級から副部長級への変更
林業試験場	場長	副部長級	課長級から副部長級への変更
唐津土木事務所	所長	課長級	副本部長級から課長級への変更

<教育委員会>

※職の改廃や名称変更を伴わない形式的な移管は除く。

○職の新設

部 局	職	任用等級	備 考
保健体育課	指導主幹	副課長級	

○職の廃止

部 局	職	任用等級	備 考
教育庁	企画・経営グループ長	副本部長級	
学校教育課 保健体育室	室長	課長級	
	副室長	副課長級	

○職の名称及び任用等級の変更

※形式的な「本部（部）」から「部（局）」への移管は除く。

(改正後)			(改正前)		
部局	職	任用等級	部局	職	任用等級
教育庁	教育庁危機管理・広報総括監	副部長級	教育庁	教育庁危機管理・広報監	副本部長級

## 14 宿日直手当に関する規則の一部改正について

【説明】

障害者支援施設「佐賀県立佐賀コロニー」の廃止（民間移譲）に伴い、佐賀コロニーに係る宿日直手当

を削除する。

(施行日 平成28年4月1日)

(改正内容)

特殊な業務を主として行う宿日直勤務に係る規定から「佐賀コロニー」を削る。

## 15 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

### 【説明】

平成28年4月1日付けの組織改正により、特殊勤務手当を支給する職員の所属の名称変更、再編が行われるため、佐賀県職員勤務手当支給規則の一部改正する。

(施行期日 平成28年4月1日)

(改正内容)

平成28年4月1日付け組織改正に伴い、規則中で引用する部名、課名等を改めることとした。

対象となる課名の変更 : まちづくり推進課 → 都市計画課

対象となる課の所属部の再編 : 県土づくり本部 → 地域交流部  
農林水産部  
県土整備部

## 16 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

### 【説明】

平成28年4月1日付けの組織改正に伴い、管理職手当を支給する職を改める必要があるため、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する。

(施行期日 平成28年4月1日)

(改正内容)

- |             |            |   |    |   |     |
|-------------|------------|---|----|---|-----|
| ・職名の変更を伴うもの | 本部長        | → | 部長 | 等 | 9件  |
| ・職の新設を伴うもの  | 政策調整監      |   |    | 等 | 5件  |
| ・職の廃止を伴うもの  | 企画・経営グループ長 |   |    | 等 | 21件 |
| ・区分の変更      | 3種         | → | 2種 | 等 | 3件  |

## 17 給料の調整額に関する規則の一部改正について

### 【説明】

(1) 障害者支援施設「佐賀県立佐賀コロニー」の廃止（民間移譲）に伴い、佐賀コロニーに係る給料の調整額の規定を削る。

(2) 学校教育法が改正され、新たな学校の種類として「義務教育学校」が追加されたことに伴い、同校に勤務する職員について、給料の調整を行う。

(施行期日 平成28年4月1日)

(改正内容)

(1) 給料の調整を行う対象から「佐賀コロニー」を削ることとした。

(2) 給料の調整を行う対象として「市町立の義務教育学校」を加えることとした。

## 18 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について

### 【説明】

- (1) 学校教育法が改正され、学校の種類として新たに「義務教育学校」が追加されたことに伴い、「教育業務連絡指導手当」を支給する対象を定める。
- (2) 県内のへき地学校の級別区分について見直す。  
(施行期日 平成28年4月1日)

### (改正内容)

- (1) 教育業務連絡指導手当を支給する対象として「義務教育学校」に置かれる主任等を追加する。
- (2) へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第13条の規定に基づき、次の学校等について、へき地学校の1級に指定する。
  - [1] 佐賀市立三瀬小学校
  - [2] 佐賀市立三瀬中学校
  - [3] 佐賀市立三瀬学校給食センター
  - [4] 唐津市立大良小学校

## 19 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

### 【説明・改正内容】

- (1) 平成28年4月1日の組織改正に伴い、職名等の変更を行うこととする。
- (2) 育児休業1か月以下取得者の育児休業期間を勤勉手当の勤務期間から除算しないこととする。
- (3) 勤勉手当の成績率の上限を以下の表のとおり改めることとする。  
(施行期日 平成28年4月1日)

	現行		改正案
	6月支給	12月支給	6月・12月支給
再任用職員以外の職員	150/100以内	170/100以内	160/100以内
特定幹部職員	190/100以内	210/100以内	200/100以内
再任用職員	70/100以内	80/100以内	75/100以内
特定幹部職員	90/100以内	100/100以内	95/100以内

## 20 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

### 【説明】

各職員の勤勉手当の成績率を定めるにあたり、職員区分ごとの勤勉手当総額の範囲を改正する。  
(施行期日 平成28年4月1日)

### (改正内容)

職員の区分		現行		改正案	
		6月	12月	6月	12月
再任用以外	特定幹部以外の職員	75/100	85/100	80/100	
	特定幹部職員 (副本部長級以上)	95/100	105/100	100/100	



職員の区分		現行		改正案	
		6月	12月	6月	12月
再任用	特定幹部以外の職員	35/100	40/100	37.5/100	
	特定幹部職員 (副本部長級以上)	45/100	50/100	47.5/100	

## 21 勤勉手当の成績率の運用についての一部改正について

### 【説明】

懲戒処分を受けた場合の成績率の基準を、以下のとおり改正する。

(施行期日 平成28年4月1日)

(改正内容)

○第1項 (再任用職員以外の職員)

		現行		改正案	
		6月	12月	6月	12月
特定幹部職員以外の職員	停職	36.5/100	41.5/100	39/100	
	減給	46.5/100	53/100	49.5/100	
	戒告	56/100	64/100	60/100	
特定幹部職員	停職	31/100	34.5/100	32.5/100	
	減給	50.5/100	56/100	53/100	
	戒告	71/100	78.5/100	75/100	

○第2項 (再任用職員)

		現行		改正案	
		6月	12月	6月	12月
特定幹部職員以外の職員	停職	20/100	23/100	21.5/100	
	減給	25/100	28.5/100	27/100	
	戒告	30/100	34.5/100	32/100	
特定幹部職員	停職	15/100	16.5/100	16/100	
	減給	25/100	28/100	26.5/100	
	戒告	35/100	39/100	37/100	

## 22 単身赴任手当の運用についての一部改正について

### 【説明・改正内容】

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、単身赴任手当に係る運用通知の一部改正を行う。

※ 現行の単身赴任手当の運用について(通知)に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に定められる「地方派遣職員」の文言を追加する。

【参考】民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(地方派遣職員に係る特例)  
第七十九条 地方派遣職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施

設等運営権者の職員となるため退職し、引き続いて当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。次項において同じ。)は、同法第二十九条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

(施行期日 平成28年4月1日)

## 23 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部改正について

### 【説明】

- (1) 「佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」の題名が改正されたことに伴い、同条例名を引用する関係規則について所要の改正を行う。
- (2) 平成28年4月1日付けの組織改正に伴い、職名等の変更を行う。

(施行期日 平成28年4月1日)

### (改正内容)

- (1) 次の規則中で引用する条例の題名を改める。
  - [1] 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則
  - [2] 通勤手当に関する規則
  - [3] 義務教育等教員特別手当に関する規則
  - [4] 平成17年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則
  - [5] 平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則
- (2) 平成28年4月1日付け組織改正に伴い、(1) [1]の規則中、所要の改正を行う。

## 24 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

### 【説明】

- (1) 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第11号）及び「佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成28年条例第23号）の施行に伴い、職員の人事評価の結果を給与に反映させる規定、等級別基準職務、降給に関する規定を新たに整備する。
- (2) 平成26年4月に職業能力開発総合大学校に新設された特定応用課程の修了者が平成28年3月に初めて誕生することから、所要の改正を行う。
- (3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）による歯科技工士法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- (4) 「義務教育学校」を新設すること等を内容とする学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の施行に伴い、所要の改正を行う。

(施行期日 平成28年4月1日)

### (改正内容)

- (1) 級別標準職務表を等級別基準職務表に改める。
- (2) 職員を降格させる場合の効果を改め、併せて降格時号給対応表を定める。
- (3) 職員を降号させる場合の効果を新たに定める。
- (4) 学歴免許等資格区分表の大学4卒欄に職業能力開発総合大学校の特定応用課程の修了を、中学卒欄に義務教育学校の卒業を位置づける。また、短大3卒欄における歯科技工士養成所の指定者を、

都道府県知事に改める。

- (5) 大学院博士課程の薬学若しくは獣医学に関する課程（修学年限4年に限る）を修了した者について、「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加える。
- (6) その他所要の改正を行う。

## 25 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について

### 【説明】

佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正により、職員の人事評価の結果を給与に反映させる規定及び等級別基準職務表が新たに定められたこと等に伴い、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則を改正する。

(施行期日 平成28年4月1日)

### (改正内容)

- (1) 規則第3条第1項において人事委員会が別に定めることとされている複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、級別職務区分表に掲げる職のうち、条例の等級別基準職務表及び規則の等級別基準職務表に規定する職以外であることを明記する。
- (2) 降格した職員が再度昇格する場合、従来は、運用通知において、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）と定めていたが、規則に降格時号給対応表が定められたことに伴い、当該規定部分を削除する。
- (3) 学校教育法が改正され、新たな学校の種類として「義務教育学校」が追加されたことに伴い、学歴免許等の資格を有する者として卒業者に準じて取り扱うことができるものの中に、義務教育学校の卒業者と同等の資格を有すると認められる者を加える。
- (4) 高等学校教育職給料表又は中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員が、3級から特2級へ降格し再び3級へ昇格する場合の取扱いを定める。
- (5) 高等学校教育職給料表又は中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員が、3級から特2級へ降格し、更に2級へ降格する場合の取扱いを定める。
- (6) その他所要の改正を行う。

## 26 級別職務区分表の全部改正について

### 【説明・改正内容】

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正により、条例の等級別基準職務表及び規則の等級別基準職務表に規定する職務以外の職務の級を定める必要があること、及び平成28年4月1日付けの組織改正等に伴い、級別職務区分表の全部を改正する。

(適用年月日 平成28年4月1日)

## 27 職員の採用選考について

佐賀県知事から職員の採用選考請求があり、その内容について事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

### 【説明】

- ・部長級 1名（発令予定日 平成28年4月1日付）
- ・課長級 1名（発令予定日 平成28年4月1日付）

## 28 職員の昇任選考について

佐賀県知事等から職員の昇任選考請求があり、その内容について事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

### 【説明】

- ・部長級6名、副部長級13名、課長級59名（計78名）
- ・発令予定日 平成28年4月1日付

## 29 職員の併任に係る協議について

佐賀県知事から人事委員会事務局長を平成28年4月1日付けで労働委員会事務局長と併任したいとの協議があったことについて事務局が説明し、併任を承諾することを決定した。

### 【意見】

(大西委員長)

併任についてはやむを得ないことから承諾はするが、併任することによる人事委員会の業務への支障等も懸念されるところであり、当面は様子を見ることとしたい。

## 30 事務局職員の人事異動について

平成28年4月1日付けの人事委員会事務局職員の人事異動について決定した。

## ○報告事項

### 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の制定について

人事委員会事務局を特定事業主として規定すること、及び特定事業主として、「人事委員会が任命する職員」についての特定事業主行動計画を作成することを規定することについて、事務局が報告した。

### 2 平成28年度佐賀県職員採用試験〔行政特別枠〕の申し込み状況について

平成28年度佐賀県職員採用試験〔行政特別枠〕の申し込み状況について、事務局から報告した。

### 3 平成27年（不）第1号事案に係る経過報告について

平成27年（不）第1号事案に係る平成28年3月18日以降の請求人とのやり取りと経過について、事務局から報告し、請求人への返信内容について、協議を行った。

## ○その他

### 1 行事予定について